

# 出生届

日本国外で出生した場合は、**出生の日を含めて3ヶ月以内**（例えば10月23日に生まれた場合は翌年1月22日まで）に在外公館又は本籍地の役場に出生の届出をしなければ、日本国籍の留保が出来ませんのでご注意ください。

また、日本国籍以外に外国籍を併せ持つ子の場合は、出生届で日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、出生のときにさかのぼって日本の国籍を喪失することになります。

## 必要書類

・ 出生届2通 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/11syusse.pdf>

・ 出生証明書（内務省発行）原本1通

※ 原本は確認後、返却させていただきます。

・ 同和訳文2通

※ 親などの個人が訳したもので構いませんが、文末に訳した方の氏名を明記してください。

・ 申述書2通

※ ヨルダンの出生証明書には出生時間の記載がないので、申述書で出生時間を明記してください。

・ パスポートコピー（配偶者が外国人の場合）

・ 戸籍謄本のコピー（配偶者が外国人の場合）

※ 父または母が戸籍の筆頭者ではなく、**出生により父または母の従前の本籍地とは別の市区町村に本籍を設ける**ときは**出生届と同和訳文は各3通必要**になります。